

## 日本早期認知症学会誌 投稿規定と執筆要項

Ver 2. 2013 年 10 月 20 日改正

Ver.3. 2017 年 3 月 3 日改正

Ver.4. 2017 年 7 月 6 日改正

Ver.5. 2018 年 10 月 13 日改正

Ver.6. 2019 年 4 月 1 日改正

Ver.7. 2021 年 4 月 1 日改正

Ver.8. 2023 年 6 月 14 日改正

本誌は、日本早期認知症学会の機関紙であり、認知症の基礎的研究、臨床的研究に関する論文を広く掲載する。特に“早期認知症”に重きを置き、認知症の早期診断のための検査法・治療法の開発、予防法の考案と普及、看護、保健衛生、介護福祉等に関する論文を掲載する。本誌の英文雑誌名を Journal of Japan Society for Early Stage of Dementia (JESD) とする。

### I. 投稿規定

#### 1. 投稿者の資格

本誌への投稿論文の筆頭著者は本学会会員（正会員、学生会員）でなければならない。共同著者も会員であることが望ましい。共同著者数の制限はしないが、論文内容に共同の責任を負える者に限られる。本学会会員以外からの投稿であっても、本学会の活動に賛同されている論文である場合には、編集委員会の判断の下で査読を受けることができる。（非会員からの投稿論文の査読には査読料\*が発生する）筆頭著者は査読の結果、論文が受理されるまでに入会の手続きを終了することとする。編集委員会が依頼する原稿はこの限りではない。

\*非会員からの論文査読料：1 論文あたり 20,000 円とする。

#### 2. 原稿の種類と内容

対象とする原稿のカテゴリーは、原著、総説、解説論文、報告（症例報告、技術報告、実践報告）、研究速報、資料、最新情報、Letter to Editor、その他である。

- (1) 原著 (Original article)： 独創性に富み 目的、対象と方法、倫理的配慮、結果、考察、結論等の順に記載された明確な研究論文で、他に未発表であるもの。
- (2) 総説 (Review)： 一定の視点、論点を有する総合的な解説論文で、時代のトピックスを反映するものや、教育的な内容も歓迎する。
- (3) 解説論文(Descriptive article): 早期認知症に関する特定のテーマについての知見を解説・論述したもの。

(4) 報告 (症例報告、技術報告、実践報告)

症例報告 (Case report) : 早期認知症に関係する興味ある臨床症例であり、他に未発表であるもの。

技術報告 (Technical note) : 早期認知症に関係する新しい装置、技術、製品の開発などに関する論文で、他に未発表であるもの。

実践報告 (Practical report) : 早期認知症の実践事例のうち、新規性があるなど紹介することが早期認知症の理解対応に寄与し、会員の参考になるもの。

(5) 研究速報 (Rapid communication) : 独創的な研究、工夫、仮説などを内容とし、早急に発表する必要のある研究論文で、他に未発表であるもの。

(6) 資料 (data) : 早期認知症に関するデータや提案など紹介し、早期認知症に関する理解・対応に寄与し参考になるもの。

(7) 最新情報 (Update Information) : 早期認知症および認知症全般に関する最新の知見を論述したもの。

(8) Letter to Editor: 臨床上また研究上において経験した新しい内容、著者・会員からの質問・意見等。

(9) その他: 学会における各「委員会報告」、次回大会などの News Letter など、編集委員会が必要と認めたもの

3. 倫理的配慮

投稿論文は基礎的研究、臨床的研究ならびに症例報告等のいずれにおいても、生命及び患者への十分な倫理的配慮がなされたものであることが必要であり、その旨を明記する。投稿論文は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (文部科学省・厚生労働省) に則るものとする。

4. 投稿原稿の採否

投稿原稿、推薦論文は受付後、速やかに編集委員並びに委嘱された査読員により査読が行われる。その結果、本誌投稿規定と編集方針に従い、原稿の加筆・修正が必要となる場合がある。依頼原稿における査読は、本誌投稿規定と必要最小限の範囲で実施する。推薦論文は通常の査読を行う。論文の採否は編集委員会において決定する。

5. 著者校正

著者校正は1回限りとする。その際、誤植以外の修正、図版の修正は認められない。

6. 著作権

日本早期認知症学会誌に掲載された論文 (図・表・写真を含む) の著作権および出版権 (翻訳権・翻案権等二次的著作物の創作権、および二次的著作物の利用に関する権利、な

らびに電子的使用を含む)は本会に属する。国内・国外を問わず、他誌に掲載された内容、または掲載予定のもの、自らあるいは第三者のホームページに収載または予定の内容は採用しない。

#### 7. 引用・転載の許諾

他著作物からの引用・転載については、本文又は図表説明文 (legends) 中に、原著者名および出典を明記するとともに、著作権保護のため、原出版社および原著者の許諾が必要である。著者は投稿時にその許可を得ておくこと。また本学会誌からの原文、もしくは修正を加えた引用・転載には事前に許諾が必要であり、事前に直接当学会事務局に問い合わせること。

#### 8. 利益相反 (COI)

筆頭著者は、論文本文末 (文献の前) に論文に関する利益相反状態を明記すること。共同著者は、論文投稿時に本規定末の共著者用の利益相反自己申告書テンプレートに記載し、筆頭著者が一括して投稿票とともに本学会宛に提出すること。

記載例：

##### 筆頭著者に開示すべき COI がない場合

本論文に関して開示すべき COI はありません。

##### 筆頭著者に開示すべき COI がある場合

筆頭著者〇〇〇〇は昨年 1~12 月に本論文に関する開示すべき COI は下記のとおりです。

A 社、B 社より寄付金 (年間合計 200 万円以上)

C 社より講演料 (年間合計 100 万円以上)

#### 共同著者用の利益相反自己申告書

氏名 〇〇〇〇 (所属：△△大学△△学部△△科) は、

1. 本論文に関して開示すべき COI はありません。
2. 昨年 1~12 月に本論文に関する開示すべき COI は下記のとおりです。
  - A 社、B 社より寄付金 (年間合計 200 万円以上)
  - C 社より講演料 (年間合計 100 万円以上)

## 9. 超過課金

規定ページ内の原稿は採用に際し、掲載料は発生しない。超過ページは1頁あたり10,000円、カラー印刷は掲載予定雑誌内の全頁量に応じた課金となる。超過料金は、判明次第、あらかじめ編集委員会もしくは学会事務局から著者宛に連絡し、著者の了解を得るものとする。

## 10. 別刷

別刷は有償（実費）とし、代金は別途定める。投稿時に投稿票に50部単位で記入し、学会事務局にあらかじめ申し込むものとする。

## 11. 投稿原稿の撤回

審査中の投稿原稿が訂正などのために著者の手許に返されたまま3ヶ月を経過した場合には、原則としてその投稿は撤回されたものとみなす。また、著者がやむを得ない事情で、すでに印刷に回った論文などを撤回した場合には、著者はその実費を全て負担しなければならない。

## 12. 投稿方法と送付先

電子投稿のみとする。

原稿送信先：日本早期認知症学会誌編集委員会 宛

email: [journal@jsed.sakura.ne.jp](mailto:journal@jsed.sakura.ne.jp)

(2021年4月1日から変更)

投稿時には、下記4種のデータを揃えて提出する。各データのテンプレートは、学会ホームページの「投稿規定」 (<http://www.jsed.jp/thesis.html>) から入手すること。

①**本原稿**（WORD形式；ファイル名は「筆頭著者氏名 本原稿」とする）

②**査読用原稿**（WORD形式；著者名・所属名の箇所を削除した原稿、ファイル名は「筆頭著者氏名 査読用原稿」とする）

③**投稿票**（PDF形式；チェックリストの確認も含めて必要事項を記入すること、投稿票が提出されない原稿は受理しない）

④**利益相反自己申告書**（PDFまたはPowerPoint形式；共同著者が複数名いる場合、1名当たり1枚を作成し、1データにまとめること）

email による投稿原稿等が判読不能の時は、事務局から郵送による投稿（CD、USB メモリ一等、電子媒体に記録した上記ファイルおよび紙媒体のコピー）を別途求める場合がある。郵送された媒体は掲載の有無にかかわらず返却しない。

## II. 執筆要項

原稿は、学会ホームページの「投稿規定」 (<http://www.jsed.jp/thesis.html>) を参照し、執筆要綱を熟読の上で、テンプレートデータ（原著見本またはLetter to Editor）を用いて作成する。原稿提出時には、そのまま掲載できる完成型（カメラレディ、camera ready）になっていること。

# 利益相反 自己申告書 (共同著者用)

氏名 〇〇〇〇 (所属: △△大学△△学部△△科)は、

1. 本論文に関して開示すべきCOIはありません。
2. 昨年1～12月に本論文に関する開示すべきCOIは下記のとおりで。

A社、B社より寄付金(年間合計200万円以上)  
C社より、講演料 (年間合計100万円以上)  
D社より、研究費 (年間合計100万円以上)